

横浜市行政不服審査会答申  
(第54号)

平成30年11月 7 日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「生活保護費用徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案概要

審査請求人は、保護受給中の平成 26 年 10 月 21 日から平成 27 年 8 月 31 日までの間、カードローン会社からの借入金(以下「本件カードローン」という。)として合計 35 万円の収入を得ていたにもかかわらず、これを収入として申告しなかった。

そのため、都筑福祉保健センター長(以下「処分庁」という。)が、平成 30 年 3 月 9 日付けで生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)第 78 条に基づく生活保護費用徴収金決定処分(都筑生支第 2125 号。以下「本件処分」という。)を行ったところ、審査請求人は、本件処分は違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書における本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 平成 26 年 10 月 21 日の借入れは、生活保護制度についての説明を受ける前に、生活困窮により手元金として借り入れたものである。
- (2) その他の借入れは、当時、持病のうつ病等が原因で過失により申告を失念したものであって悪意ではない。

## 4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 処分庁は、審査請求人に対し、法第 61 条に基づく届出義務について、平成 22 年 8 月 13 日に『生活保護のしおり「保護を受けている方へ」』を用いて、平成 23 年 8 月 29 日及び平成 26 年 10 月 28 日にはこれに加えて「不正受給にならないためのハンドブック」を用いて説明した。
- (2) 審査請求人は、平成 26 年 10 月 21 日の保護申請時に本件カードローン以

外の債務について、平成 29 年 12 月 25 日の保護申請時に本件カードローン及びA信託銀行に対する債務について、いずれも「負債」として申告をしている。審査請求人は、法第 61 条に基づき、負債の申告義務があることを認識していた。

- (3) 本件カードローンは、平成 25 年 9 月 26 日以降、毎月継続して借入が行われていることから、審査請求人は、本件カードローンによる借入金があることを認識していた。
- (4) 審査請求人は、上記借入金のうち、保護開始決定後のものについて、一切、申告や届出をしていないが、これ以外の収入についてはほぼ毎月収入申告書を提出して申告している。審査請求人は、上記借入金について認識しながら故意にこれを収入申告書に記載しなかったのものであって、「不実の申請その他不正な手段」に該当する。
- (5) 処分庁は、適切な手続により本件処分を決定しており、徴収決定額に誤りはない。よって、本件処分は適法かつ妥当である。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

### (1) 法第 61 条の届出義務違反について

審査請求人は、平成 26 年 10 月 21 日に 13 万円を借り入れたことについて、「保護の説明前に生活があまりに困窮していたために手元金として借入したもの」と主張するが、借入金は臨時的収入として法第 61 条に基づきこれを収入として届け出をしなければならないことは明らかである。

よって、審査請求人は、上記借入金について、借入のつど、処分庁に対し、収入として届け出をする義務があった。それにもかかわらず、審査請求人はこれを申告しなかったのであるから、届出義務に違反している。

### (2) 法第 78 条の「不実の申請その他不正な手段」該当性について

次に、審査請求人は、平成 26 年 10 月 28 日の処分庁による届出義務の説明よりも前の、同月 21 日に借入れをしているが、このような事実関係のもとでは、届出義務があることを理解できないため、届出義務違反が法第 78 条の「不実の申請その他不正な手段」に該当しないとイえるか検討する。

法第 78 条は、その要件として「不実の申請その他不正な手段により保護を受け…た者があるとき」と規定しており、客観的にみて審査請求人は法第 61 条に規定する届出義務に違反しているが、届出義務違反があったことのみでは、法第 78 条の要件に該当するといえない。(同旨横浜地裁平成 27 年 3 月 11 日判決 (平成 25 年 (行ウ) 第 47 号))。

法第 78 条の「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申告することのみならず、消極的に本来申告すべき事実を隠匿することも含まれると解される。

もっとも、法第 61 条の届出義務については、本来、処分行政庁が、被保護者に対し、届出義務があることを明確に指示し、十分に理解させなければならない (同旨横浜地裁平成 27 年 3 月 11 日判決 (平成 25 年 (行ウ) 第 47 号))。

処分行政庁がこのような指示をせずに、被保護者が、十分に届出義務があることを理解していない場合には、本来届け出るべき事実を隠匿したと評価することはできない。

以上を前提に本件を検討すると、処分庁は、平成 26 年 10 月 28 日に、審査請求人に対し、「不正受給にならないためのハンドブック」を用いて生活保護制度の説明をしているところ、同ハンドブックには、「生活保護受給中に行った借入 (借金)」は働きによらない収入になり、届出義務があることが明記されている。

審査請求人が同年 11 月 4 日に提出した収入申告書は、審査請求人の同年 10 月分 (保護開始日である同月 21 日以降) の収入を申告するものであるから、保護開始後の収入であれば、審査請求人が届出義務についての説明を受ける前の借入れであるとしても、届出義務の説明を受けた後に提出する同収入申告書にこれを記載しなければならない。

審査請求人が届出義務について説明を受けた 1 週間後に、処分庁に提出した同収入申告書には、本件カードローンについての記載がない。審査請求人

が、同年10月21日に13万円を借り入れたことについて、その2週間後である同年11月4日に失念したとは考えられない。

よって、審査請求人は、本件カードローンによる13万円の借入金について、収入として届け出るべき義務を十分に理解しており、それにもかかわらずこれを収入申告書に記載しなかったことは、処分庁に本来届け出るべき事実を隠匿したと評価すべきである。

また、平成27年2月8日から同年8月26日までの本件カードローンによる借入れについては、審査請求人提出の診断書によっても、この期間に審査請求人が特に病状が悪く収入申告をする能力に欠けていたとまでは認められない。

### (3) 結語

審査請求人が本来届け出るべき事実である本件借入金について処分庁に届け出なかったことは、法第78条の「不実の申請その他不正な手段」に該当し、本件処分は適法であって違法とはいえない。

### (4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

### (5) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成30年5月2日	・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成30年6月1日	・ 弁明書の受理
平成30年6月12日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成30年6月27日	・ 反論書の受理
平成30年7月13日	・ 反論書（副本）の送付
平成30年10月9日	・ 審理手続の終結
平成30年10月15日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成30年10月16日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理
平成30年10月17日	・ 調査審議
平成30年11月7日	・ 調査審議